平成２３年（フ）第３４４号
埼玉県春日部市大衾109番地12
破産者　ピアノメッセこと　柴田智恵子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
埼玉県春日部市大場789番地22
破産者　冨松　雄幸
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス611号、旧住所埼玉県三郷市半田418番地　エフローレ新三郷216―703号
破産者　山崎　啓一
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２２９７号
札幌市西区西野７条10丁目22番28号
破産者　髙橋　敏彦
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３９号
埼玉県上尾市大字上1233番地15、旧住所埼玉県上尾市春日１丁目29番地13　ヴァンベール上尾Ⅲ―204
破産者　野本　忠政
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５７号
埼玉県川口市芝新町17番５―1403号　ローヤルシティ蕨第３
破産者　星野由紀子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８６８号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋２丁目９番11―105号、破産手続開始時の住所埼玉県さいたま市南区根岸２丁目８番４―109号
破産者　稲村　克彦
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
新潟県魚沼市七日市新田259番地
破産者　櫻井　賢一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
新潟県長岡市中之島4005番地28
破産者　平澤　昭一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４４９９号
大阪市住吉区長居１丁目７番９―301号
破産者　大杖商店こと大杖商会こと　大杖　賢二
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１５号
大阪府東大阪市荒川３丁目19番25号
破産者　熊田　一富
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７９号
大阪市東住吉区南田辺５丁目30番13号　ヴィラ長居公園301号
破産者　山﨑　信一
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７４１号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番９―101号、開始決定時の住所大阪府交野市幾野３丁目１番14号
破産者　タカラケンネルペットこと　山岡　壽雄
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９６号
大阪府四條畷市岡山２丁目12番39号、開始決定時の住所大阪府四條畷市岡山２丁目15番10号
破産者　髙橋　靖裕
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３８号
大阪府吹田市泉町２丁目13番11号、前住所大阪市北区天神橋７丁目11番６―2802号
破産者　ファッション雑貨138こと138こと　滝口　晶子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９９号
大阪府八尾市山本町北８丁目５―６　エクセレンス山本902号室、住民票上の住所大阪府八尾市堤町１丁目40番地の32
破産者　谷口　　潤（旧氏名谷口順一）
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３２号
大阪市西淀川区佃３丁目12番14号　シエテ千船405号室
破産者　尾藤　義之
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４３号
大阪府豊中市蛍池中町４丁目１番40―303号
破産者　田口　優子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部